

事 技 発 第 131 号

令和 5 年 4 月 1 日

各総合事務所長 殿

事業統括部長
(公印省略)

工事記録写真電子管理要領の改定について (通知)

表記について、別添 1 のとおり改定したので通知します。

記

1. 工事記録写真電子管理要領の改定内容

別添 1 の通り

2. 適用

令和 5 年 4 月 1 日以降に契約する工事に適用します。ただし、令和 5 年 4 月 1 日時点で契約中の工事に適用することは妨げません。

以上

新

共通「工事記録写真電子管理要領」(抜粋)

1. 適用

「工事記録電子写真管理要領」(以下、「写真要領」という)は、日本下水道事業団(JS)が行う工事において、工事一般仕様書および工事必携に定める工事記録写真(画像ファイル)を電子的手段により提出する場合に適用する。

【解説】

●写真要領は、工事完成時の提出図書のうち、工事記録写真のデジタルデータ(画像ファイル)を提出する際のフォルダ構成やファイル形式等について、国土交通省が定める『デジタル写真管理情報基準令和2年3月版』(以下、「国交省基準」という)に準拠して、JSにおける運用を規定したものである。

3. ファイル形式等

(略)

●写真ファイルの記録形式は、JPEGやTIFF,SVG形式等とする。

4. ファイル命名規則

表4-1 写真ファイルの命名規則

ファイル名	命名規則		データ表現	文字数	説明
写真ファイル	P nnnnnnn. <u>JPEG</u>	①	半角英大文字	1	文字固定(P)
	① ② ③	②	半角英数字	7	写真フォルダ内で重複しない任意の英数字
		③	半角英大文字	<u>4以内</u>	拡張子(<u>JPEGやTIFF,SVG形式等</u>)

5. 写真管理項目

表5-1 写真管理項目(1/2)

分類	項目名		必要度	記入内容	データ表現	文字数	記入者
写真情報	写真ファイル情報	写真ファイル名	必須	写真ファイルの名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数大文字	<u>13以内</u>	ソフト自動入力

【参考】職種別「工事記録写真撮影要領」(抜粋)

土木	2. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式は「工事記録写真電子管理要領」による。
建築	3. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式は「工事記録写真電子管理要領」による。
機械	3. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式は「工事記録写真電子管理要領」による。
電気	2. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式は「工事記録写真電子管理要領」による。

旧

共通「工事記録写真電子管理要領」(抜粋)

1. 適用

「工事記録電子写真管理要領」(以下、「写真要領」という)は、日本下水道事業団(JS)が行う工事において、工事一般仕様書および工事必携に定める工事記録写真(画像ファイル)を電子的手段により提出する場合に適用する。

【解説】

●写真要領は、工事完成時の提出図書のうち、工事記録写真のデジタルデータ(画像ファイル)を提出する際のフォルダ構成やファイル形式等について、国土交通省が定める『デジタル写真管理情報基準平成28年3月版』(以下、「国交省基準」という)に準拠して、JSにおける運用を規定したものである。

3. ファイル形式等

(略)

●写真ファイルの記録形式は、JPEG形式とする。

4. ファイル命名規則

表4-1 写真ファイルの命名規則

ファイル名	命名規則		データ表現	文字数	説明
写真ファイル	P nnnnnnn. <u>JPG</u>	①	半角英大文字	1	文字固定(P)
	① ② ③	②	半角英数字	7	写真フォルダ内で重複しない任意の英数字
		③	半角英大文字	3	拡張子固定(JPG)

5. 写真管理項目

表5-1 写真管理項目(1/2)

分類	項目名		必要度	記入内容	データ表現	文字数	記入者
写真情報	写真ファイル情報	写真ファイル名	必須	写真ファイルの名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数大文字	12固定	ソフト自動入力

【参考】職種別「工事記録写真撮影要領」(抜粋)

土木	2. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式はJPEG形式とし、有効画素数は黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標とする。(100万から300万画素程度=1,200ピクセル×900ピクセル程度から2,000ピクセル×1,500ピクセル程度)
建築	3. 撮影用具等 (2) デジタルカメラは、画像ファイルの記録形式はJPEG形式とし、有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標とする。(100万から300万画素程度=1,200ピクセル×900ピクセル程度から2,000ピクセル×1,500ピクセル程度)
機械	3. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式はJPEG形式とする。
電気	2. 撮影用具等 (2) 画像ファイルの記録形式はJPEG形式とする。